

頻発・激甚化する自然災害に対応した「安全なまちづくり」〔都市計画法、都市再生特別措置法〕 国土交通省

○ 頻発・激甚化する自然災害に対応するため、災害ハザードエリアにおける開発抑制、移転の促進、立地適正化計画の強化など、安全なまちづくりのための総合的な対策を講じる。

◆災害ハザードエリアにおける開発抑制 (開発許可の見直し)

<災害レッドゾーン>

都市計画区域全域で、住宅等（自己居住用を除く）に加え、**自己の業務用施設**（店舗、病院、社会福祉施設、旅館・ホテル、工場等）の**開発を原則禁止**

<浸水（ハザードエリア）等>

-市街化調整区域における**住宅等の開発許可を厳格化**（安全上及び避難上の対策を許可の条件とする）

（住宅等の開発に対する勧告・公表）

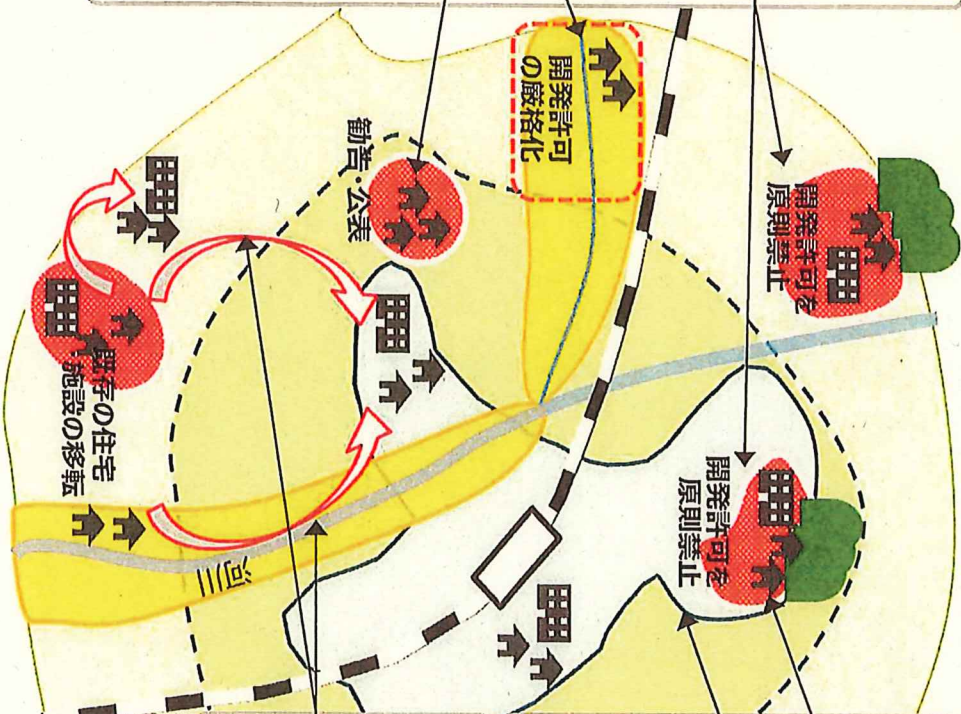
-災害レッドゾーン内での住宅等の開発※について**勧告に従わない場合は公表**できることとする
※ 3戸以上又は1000㎡以上の住宅等の開発で開発許可の対象とならないもの

区域	対応
災害レッドゾーン	開発許可を原則禁止
浸水（ハザードエリア）等	開発許可の厳格化

【都市計画法、都市再生特別措置法】

災害レッドゾーン

- ・災害危険区域（崖崩れ、出水等）
- ・土砂災害特別警戒区域
- ・地すべり防止区域
- ・急傾斜地崩壊危険区域



◆立地適正化計画の強化 (防災を主流化)

-立地適正化計画の**居住誘導区域から災害レッドゾーンを原則除外**

-立地適正化計画の居住誘導区域内で行う防災対策・安全確保策を定める「**防災指針10の作成**」
避難路、防災公園等の避難地、避難施設等の整備、警戒避難体制の確保等

【都市再生特別措置法】

◆災害ハザードエリアからの移転の促進

-市町村による防災移転支援計画

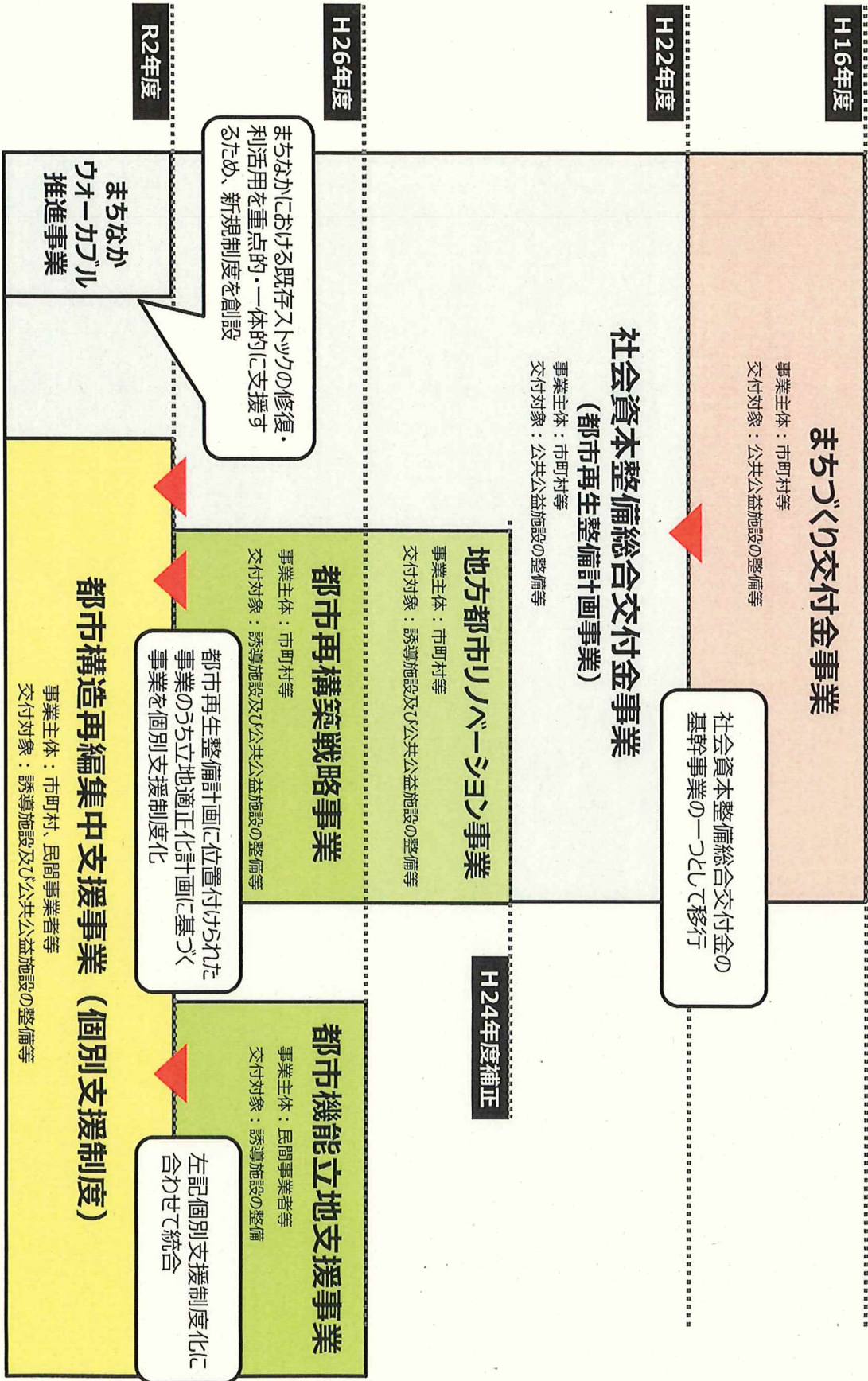
市町村が、移転者等のコーデイネートを行い、移転に関する具体的な計画を作成し、手続きの代行等

※上記の法制上の措置とは別途、予算措置を拡充（防災集団移転促進事業の要件緩和（10戸→5戸等））

【都市再生特別措置法】

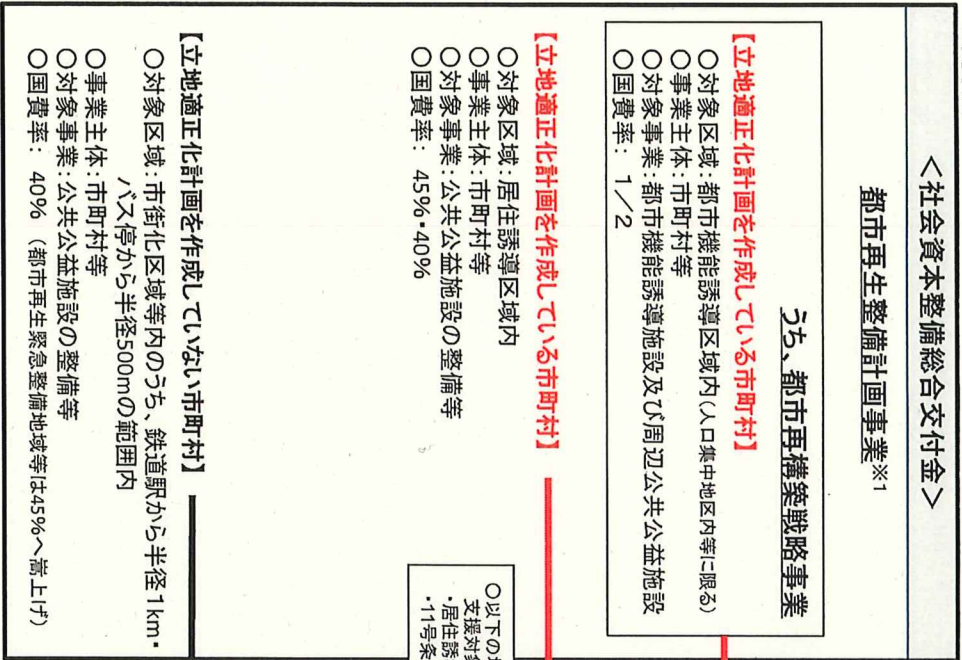
- 市街化調整区域
- 居住誘導区域
- 災害レッドゾーン
- 浸水（ハザードエリア）等

これまでの制度の変遷

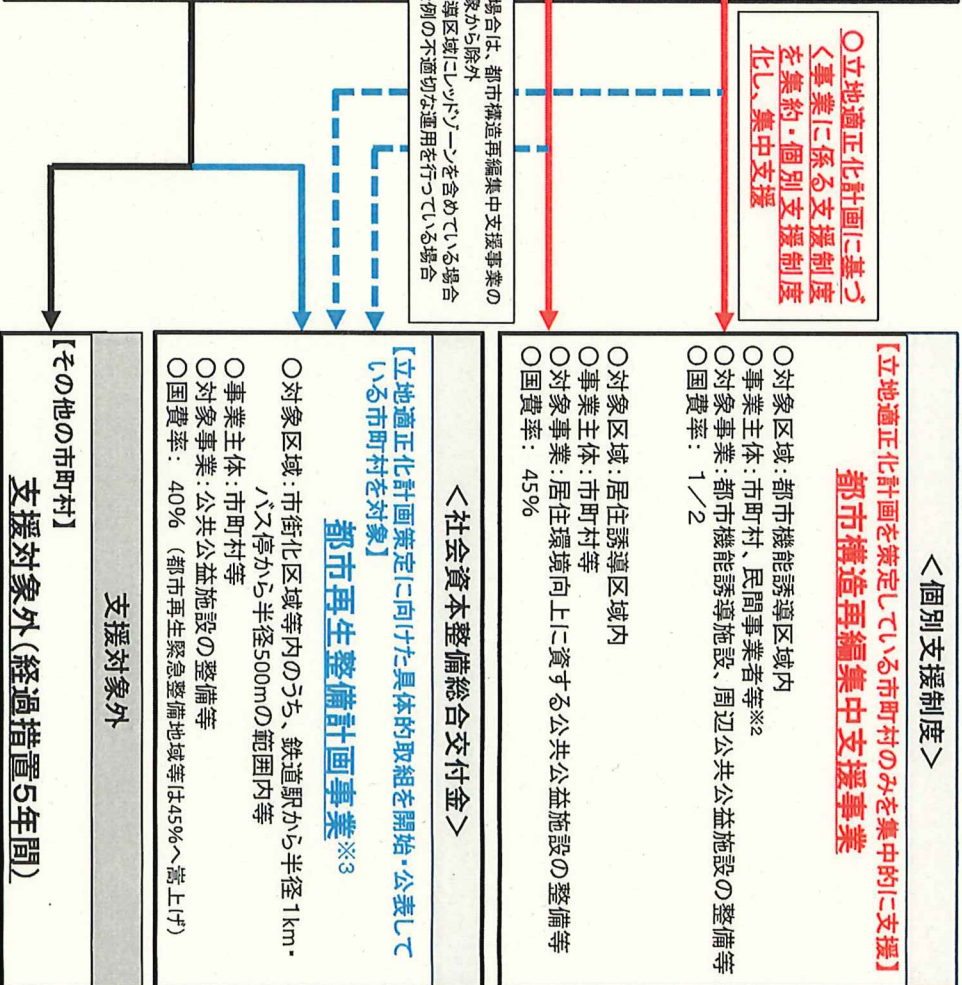


今回の制度再編等のイメージ

＜現行＞



＜令和2年度～＞



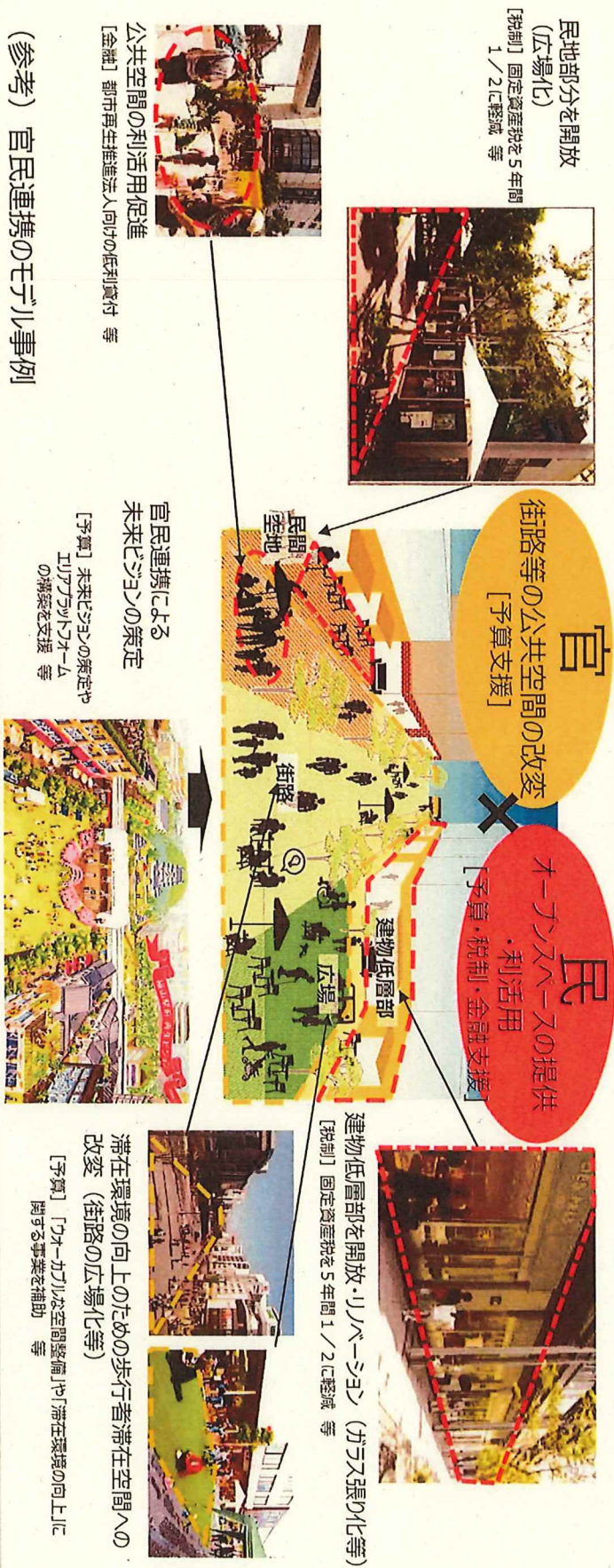
※1 市街化区域等外における歴史的風致維持向上計画や観光圏整備実施計画等、観光等地域資源の活用に関する計画関連の事業については、再編後も引き続き、都市再生整備計画事業(社会資本整備総合交付金)により支援。

※2 都市機能立地支援事業(民間事業者への都市機能誘導施設整備への補助)については、再編にあわせて都市構造再編集中支援事業へ統合。

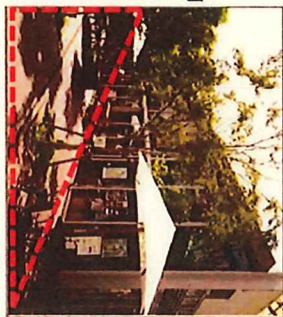
※3 令和2年度から新たに創設予定のまちなかウォーカーカナル推進事業(都市再生整備計画事業の拡充)の概要を参照。

官民の連携により「居心地が良く歩きたくなるまちなか」を実現

予算・税制等のパッケージ支援により、公共空間の拡大・改変・利活用を推進



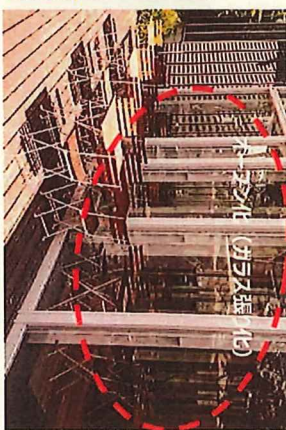
民地部分を開放 (広場化)
 [税制] 固定資産税を5年間1/2に軽減 等



公共空間の利活用促進
 [金融] 都市再生推進法人向けの低利貸付 等

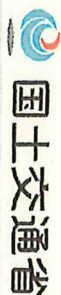
(参考) 官民連携のモデル事例

(品川区 天王洲アイル)
 ○行政が整備した護岸と重なる民地上に、地権者が一体的な仕様のウッドデッキを設置。
 ○デッキに面する建物1階部分をオープン化 (ガラス張り化) し、用途を事務所から誰もが利用できるスペースに転換。



(松山市 花園町通り)
 ○片側3車線あった道路を片側1車線に減らし、歩行空間を拡大するとともに、沿道施設と一体となった整備及び利活用等を行うことで、街路空間をリカーカlicalな空間へと再構築。

まちなかオーナーカブガル推進事業



都市再生整備計画事業（社総交）等において、車中心から人中心の空間に転換するまちなかの歩ける範囲の区域における、街路・公園・広場等の既存ストックの修復・利活用を重点的・一体的に支援する「まちなかオーナーカブガル推進事業」を新たに創設します。

まちなかオーナーカブガル推進事業 補助 1.5億円(皆増)
社総交 7,627億円の内数

制度概要

○対象事業：以下のメニューを基幹事業とする新たな支援制度を創設

オーナーカブガルな空間整備

- ・ 道路、公園、広場等既存ストックの修復・改変
- ・ 上記を下支えする周辺環境整備（通過交通を排除する環状街路、公共交通基盤の整備等）に対して限定的かつ重点的に支援

アイルバルの刷新 拡充

- ・ 沿道施設の1階部分をリノベーションし、市民に開かれた民間による公共空間を提供する取組や、1階部分の透明化等の修景整備などを支援対象化

滞在環境の向上 新規

- ・ 『滞在環境整備事業』を新たに基幹事業として創設し、滞在者の快適性の向上に資する屋根やトランジットモール化に必要な施設等の整備、社会実験・コージェネート等を支援対象化

景観の向上

- ・ 外観修景や歴史的建造物の修理、照明施設の整備、道路の美化化等の景観資源の活用を図る取組を重点的に支援

支援の明確化

- ・ 上記の他、荷さばき駐車場や駐車場出入口付替、給電、給排水施設の整備について支援を明確化

○対象区域：都市再生整備計画事業区域内のまちなかオーナーカブガル区域※

（周辺環境整備に係る事業を含む） ※概ね1km程度以内の区域を想定

○国費率：40%（45%）⇒1/2 拡充

○事業主体：【交付金】市町村等 【補助金】都道府県、民間事業者等

支援イメージ



まちなかオーナーカブガル区域

※歩ける範囲のエリア（概ね1km程度以内の区域を想定）であって賑わい溢れるまちなかエリアに必要な施策を重点的・真中心に講じる区域

都市再生整備計画区域

※まちなかオーナーカブガル区域を下支えする周辺環境の整備を図る区域

オーナーカブガルな空間整備

○街路の広場化、パブリックスペースの創出



○公共空間の受生化・高質化



アイルバルの刷新

○沿道施設の1階部分の開放



○市民に開かれた民間空間の提供



滞在環境の向上

○社会実験の実施



○テナント検討・利活用施設の導入



景観の向上

○外観修景



○照明施設の整備



○道路の美化化



現況

三宮クロススクエア東側



※VRによるイメージ

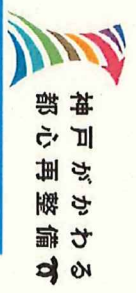
第2段階

2030年頃 三宮クロススクエア東側（6車線→3車線）



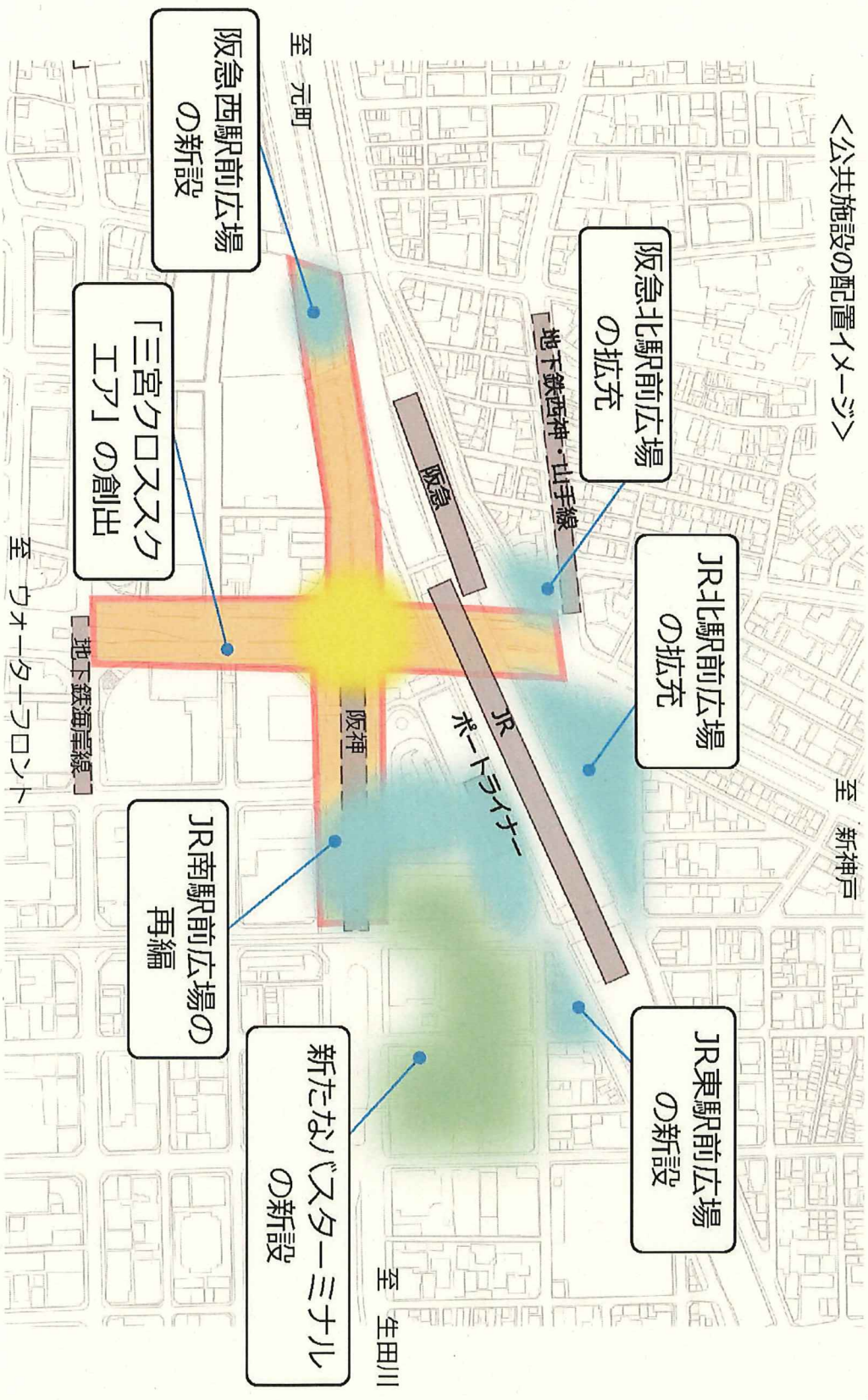
※VRによるイメージ

空間の考え方



公共施設の整備

＜公共施設の配置イメージ＞



出典：神戸市 都心三宮の再整備について（抜粋）